

## 別 紙

答申第17号（諮問第21号）

## 答 申

### 1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という）が本件異議申立ての対象となった個人情報非開示決定は妥当である。

### 2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成19年2月19日に本件異議申立人より島根県個人情報保護条例（平成14年3月26日島根県条例第7号。以下「条例」という）第12条第1項の規定に基づく個人情報開示請求があった。
- (2) 本件個人情報開示請求の内容  
「平成 年 月 日に島根県職員会館（松江市内中原町52）で、島根県教育庁高校教育課企画人事グループの 、 、 が、私からの意見聴取をした際に3人各人が記録していたノート、記録紙にある記録の全部交付（以下「請求1」という）及びそれらの記録から高校教育課長への報告用に作成した（3人が）記録文書（報告文書）の全部の交付（以下「請求2」という）」
- (3) この請求に対して、実施機関は、請求1については公文書に該当しないという理由により、請求2については条例上の適用を受けない事務であるという理由により同年3月5日付けで非開示決定を行った。
- (4) この決定に対して、異議申立人は、本件個人情報の非開示を不服として同年3月7日に異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、条例第34条第1項の規定に従い、同年8月9日付けで当審査会へ諮問書を提出した。

### 3 異議申立人の主張

- (1) 異議申立ての趣旨  
本件非開示決定処分を取り消し、本件個人情報の全部開示を求める。
- (2) 異議申立ての理由  
異議申立人の異議申立書による主張の要旨は次のとおりである。
  - ア 条例第15条により、異議申立人の利益権利のために、全部開示してもらいたいものである。
  - イ 公務員が職務遂行上行ったメモ書き、手帳、記録帳、ノート等も「公文書」であり、公開された例もある。公務員の職務（遂行）に関する情報は公開可であり、請求の権利もある。条例上の適用を受けない事務ではない。

なお、当審査会は、異議申立人に対して意見陳述及び意見書提出について通知を行ったが、期限を過ぎても意見書の提出等がなされなかったため、その機会を放棄した

ものと判断した。

#### 4 実施機関の主張

実施機関から提出された非開示理由説明書による主張の要旨は次のとおりである。

##### (1) 請求1について

請求の対象となった事情聴取は、児童生徒等に適切な指導が行えない教員等への対応に関する要綱第9条の規定に基づき、平成 年 月 日に行われたものである。これは、 所長から同要綱第8条の規定に基づき提出された報告書に係る事実確認のために行った。

当時、事情聴取を行った 企画人事主事は簡単なメモをとっていたが、これは島根県公立学校教員指導力審査委員会（以下「指導力審査委員会」という）に向けた業務の参考として、個人的に記録をとったものである。この記録は、聴取の具体的な内容を指導力審査委員会への資料としてまとめる事を目的として考えられていたものではなく、個人の業務の記録として状況の概略をメモしたものであって、共用文書としての役割を持つものではなかった。

したがって、請求のあった「記録ノート、記録紙にある記録」は公文書には該当せず、個人所有のものとして非開示とした。

なお、この記録紙は、すでに廃棄されている。

##### (2) 請求2について

事情聴取の状況は、指導力審査委員会への提出資料とともに後日高校教育課長へ報告されている。したがって、請求の対象公文書としては指導力審査委員会への資料が特定されたが、指導力審査委員会における審議事項は、条例第4条第2項第1号に定める県職員等の人事に関する事務であるため、条例第11条第1項の規定に基づき開示請求の対象外として非開示とした。

なお、事実確認に関する報告は口頭で行われ、報告のための文書は作成されていない。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 条例第11条第1項について

条例第11条第1項では、何人に対しても、公文書に記録されている自己の個人情報について開示請求をする権利を認めているが、同時に開示請求の対象となる個人情報から条例第4条第2項第1号に掲げる事務に係るものを除くこととしている。

条例第4条第2項第1号に掲げる事務とは、県の職員及び市町村立学校給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務である。

##### (2) 本件請求に係る個人情報について

実施機関では、児童生徒等に適切な指導が行えない教員等への対応に関する要綱を定め、同要綱に基づき該当する教員等へ対応することとしている。

請求1に係る個人情報は、同要綱第9条の規定に基づき事実確認のために行われた異議申立人に対する事情聴取の際に担当者がとっていたメモに記録された異議申立人に関する個人情報である。

また、請求2に係る個人情報、この事情聴取の状況を上司に報告する際に扱った異議申立人に係る個人情報である。

これらに係る事務は、いずれも条例第4条第2項第1号に掲げる人事に関する事務であると認められる。

### (3) 実施機関の処分の妥当性について

条例第11条第1項では、開示請求の対象となる情報から条例第4条第2項第1号に掲げる事務に係るものを除くことを規定している。そして、本件請求に係る個人情報については、前述のとおり条例第4条第2項第1号に掲げる人事に関する事務に係るものであると認められるため、当審査会は、請求1及び請求2に係る個人情報を開示請求の対象とはならないものと判断する。

なお、実施機関は、請求1に係る個人情報が記録されていたメモは、公文書に該当しないという理由により非開示としている。

実施機関の説明によると、担当者は個人の業務の記録として状況の概略をメモしたものであって、共用文書としての役割を持っていなかったということである。

事情聴取を行う際に、担当者が備忘録として状況についてメモをとることは通常行われているが、当該事情聴取についての上司への報告は口頭で行われ、公文書は作成されていない。これは、研修又は支援を必要とする教員について、その効果に係る事実確認の記録が存在しないということであり、担当者のメモの組織共用性を否定する実施機関の説明はいささか疑問の残るところである。

しかし、仮に当該メモが公文書に該当する性質のものであったとしても、前述のとおり記録された情報は開示請求の対象とはならないことから、非開示という結論が変わるものではない。

### (4) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、現行条例では、職員等又は職員等であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報(以下「人事等情報」という)を開示請求の対象から除外している。これらの情報については、使用者である県と被使用者である職員との関係に基づく内部管理情報であり、これらの情報の開示を求めることを権利として認める場合、他の県民等との関係において権利の一部に均衡を欠くことから、開示請求の対象から除くものとされている。

しかし、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が平成17年4月から完全施行されており、民間の個人情報取扱事業者の従業員に関する個人情報については開示請求の対象とされていることからすると、他の県民等との関係において権利の一部に均衡を欠くという説明はもはや成り立たない。また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)においても、人事等情報を開示請求の対象から除外していない。

確かに、人事等情報は県の内部管理情報ではあるが、一方で適正管理を義務づけられた県の保有する個人情報であることに変わりはない。したがって、上記の新たな状況を踏まえると、他の個人情報と同様に開示請求の対象とするよう条例の見直しを検討されるよう望みたい。

( 諮問第 2 1 号に関する審査会の処理経過 )

年 月 日	内 容
平成 1 9 年 8 月 9 日	実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
平成 1 9 年 1 0 月 1 8 日 ( 審査会第 1 回目 )	審議
平成 1 9 年 1 0 月 2 2 日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成 1 9 年 1 2 月 1 3 日 ( 審査会第 2 回目 )	審議
平成 2 0 年 1 月 1 0 日 ( 審査会第 3 回目 )	審議
平成 2 0 年 2 月 7 日 ( 審査会第 4 回目 )	審議
平成 2 0 年 3 月 1 3 日 ( 審査会第 5 回目 )	審議
平成 2 0 年 5 月 2 8 日	島根県個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

( 参考 )

島根県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元 ( 株 ) 山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
古津 弘也	弁 護 士	
本藤三世子	( 財 ) しまね女性センター経営委員	